

野村グループ サステナビリティ・ステートメント

1. 本ステートメントの意義

本ステートメントは、野村グループのサステナビリティに関連する活動の方向性、および環境や社会的リスクに対する当社の取り組みについてステークホルダーの皆様と共有し、持続可能な環境・社会の実現を一層推進していくことを目的に制定しました。

経済の血液ともいわれる金融は、良好な環境・社会の維持に貢献する資金の流れを生み出すために不可欠であり、野村グループはグローバルな金融サービスグループとして、重要な役割を担っています。私たちは、事業活動を通じ、気候変動を始めとしたサステナビリティに関連する課題の解決を支援し、より良い未来を切り拓いていきます。

また、これらの取り組みは、お客様をはじめ、社会の持続的な発展に資するとともに、野村グループ自身の企業価値を維持・向上するうえでも重要であり、野村グループの「創業の精神」および「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」という野村グループのパーパスと軌を一にするものといえます。サステナビリティ委員会で策定した野村グループが重点的に取り組むべきテーマ(マテリアリティ)を軸として、金融サービスグループとしての経験や知見を活かして、ステークホルダーとともに取り組みを進め、持続可能で真に豊かな社会の創造を実現していきます。

部門およびエンティティ等においては、必要に応じて本ステートメントの細則を定め、事業活動により生じる環境・社会への影響の把握・評価・管理に努めています。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/sustainability/group/approach.html>

2. 私たちを取り巻く環境

2015年9月に採択された国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」では、貧困の根絶や不平等の解消、地球環境と天然資源の持続的な保全をはじめとする目標が掲げられました。また2015年12月に採択された「パリ協定」は、2°Cを十分下回る気温上昇を目標*として、世界経済の脱炭素化に向けた目標を打ち出しており、さらに2021年11月には脱炭素化を含む気候変動対策に関する詳細が盛り込まれた「グラスゴー気候合意」が採択されました。これらの目標の達成に向けて、環境・社会問題に配慮した経済成長がこれまで以上に求められています。一方、気候変動や大規模な自然災害といった環境面での変化だけでなく、疫病の発生、教育の欠如や格差が世界経済の成長にとって最大のリスクのひとつであることは言うまでもありません。

企業はこの潮流を受け、今後の規制の強化やエネルギー情勢の変化への対応、脱炭素化といった新たな市場の開拓等を見据え、環境・社会面に配慮した取り組みを進め始めています。このような取り組みは持続的な企業価値の向上に繋がると考えられ、企業の「環境・社会・ガバナンス」(ESG)への取り組みを評価して投資判断に活かす「ESG投資」が、グローバル規模で急速に広がっています。また、TCFD提言や関連イニシアティブへのコミットメント等に基づいた気候変動リスクをはじめとするサステナビリティ関連の情報開示の拡充等が求められています。

野村グループにおいても、これらの取り組みを積極的に進め、持続可能な環境・社会の実現を目指していきます。

※ 2°C目標:2009年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)で採択され、2015年のパリ協定や2021年のグラスゴー気候合意で強化された、気候変動問題に関する国際的な目標。パリ協定において、世界共通の長期目標として、産業革命前から世界全体の平均気温の上昇を2°Cより十分下方に保持し、また1.5°Cに抑える努力を継続することとされました。

3. ビジネス上の取り組み

野村グループでは、サステナビリティに関する課題の解決に繋がる事業への資金・資本や人材、技術といった資源の循環を促しています。

事業会社等に対するサステナブル・ファイナンスの支援、サステナブル分野やインフラストラクチャー分野のM&Aアドバイザー、事業承継のサポートや、地方創生、農業・医療分野でのイノベーション推進、ESG・サステナビリティ関連のリサーチ機能の提供等、環境・社会課題の解決のためのソリューションをグループ横断的に提供しています。

資産運用ビジネスでは、投資先企業との対話(エンゲージメント)を通じて、企業価値の向上とともに持続可能な豊かな社会の実現に向けた企業の取り組みを後押しすることで、経済的価値の創出と社会的価値の創出との両立を目指します。

投資家に対しては、ESG 投資商品・サービスの提供を進めるとともに、幅広い世代を対象とした金融経済教育の推進など、投資の裾野拡大に取り組んで参ります。

私たちは、ビジネスを通じて環境・社会課題を解決し、持続可能な社会の実現に貢献して参ります。サステナビリティの重要性と、そのために野村グループが貢献出来ることを、より多くの方に知っていただくことが重要と考えています。

4. 気候変動に対する認識

野村グループは、健全な地球環境こそが、次世代へと続く安定した経済・社会の礎であることを認識し、環境保護に対する責任を常に意識しながら、環境問題に積極的に取り組んでいます。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/sustainability/environment/>

その中でも、気候変動は年々その重要性が高まっており、2021年9月、野村グループは、持続可能な社会の実現に向けた一歩として、パリ協定の趣意に賛同すること、また国連環境計画金融イニシアティブが立ち上げた「Net-Zero Banking Alliance」に加盟し、温室効果ガス排出量のネットゼロに向けてコミットしていくことを表明しました。脱炭素社会の早期実現に向け、2030年までに当社の拠点で排出する温室効果ガス排出量のネットゼロ達成、および2050年までに投融资ポートフォリオの温室効果ガス排出量のネットゼロ達成を目指します。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/sustainability/environment/netzero.html>

5. 自然資本に対する認識

野村グループでは、前述した気候変動とともに、自然資本の保全も重要な課題と認識しています。地球上の生物、水、大気、土壌、森林といった自然資源は有限であり、工業化や世界人口の増加によって、枯渇や減少のリスクにさらされています。私たちの社会は、豊かな生物多様性の恵みの上に成り立っており、その維持・保全は、持続可能な社会を実現するための基盤となります。私たちは、サステナビリティに関連するビジネス上の取り組みを通じて、生物多様性を保全する事業を支援するとともに、私たちの商品・サービスが生物多様性へ負の影響を及ぼさないよう配慮して参ります。また、自社の温室効果ガス排出量の削減をはじめとした環境負荷の軽減に取り組み、自然資本を保全することで持続可能な環境・社会の実現に貢献します。

6. 人権等社会課題に対する認識

野村グループは、当社の事業活動だけでなく、ステークホルダーの活動が人権等の社会課題に負の影響を及ぼすおそれがあることを認識し、その影響を軽減するため、当該国の法令のみならず国際的な人権基準を尊重したうえで、責任ある対応に努めます。特に、非人道性に関する懸念が大きいクラスター爆弾に関する事業や児童労働、強制労働に関する事業に資金が提供されないよう、留意した事業活動に努めていきます。

野村グループは、「野村グループ 人権方針」において人権の尊重を定めており、以下の人権基準を尊重しています。

- 世界人権宣言
- 市民的及び政治的権利に関する国際規約
- 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
- 子どもの権利とビジネス原則
- OECD多国籍企業行動指針
- ILO「労働における基本原則および権利に関する宣言」
- 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」

<https://www.nomuraholdings.com/jp/sustainability/stakeholder/humanrights.html>

また、野村グループが持続的な成長を実現するための源泉は人材であることから、社員一人ひとりが自らの能力や個性を最大限に発揮し、活躍できるよう、健全な職場環境を構築し、充実した教育研修の機会を提供し、平等な雇用機会を提供するとともに、国籍・人種・年齢・性別・性自認・性的指向・信条・社会的身分・障がいの有無等を理由とする一切の差別を行わないことを「野村グループ 人権方針」に定めています。また、ダイバーシティ & インクルージョンに新たに「エクイティ＝公平性」の観点を盛り込んだ「野村グループダイバーシティ、エクイティ & インクルージョン ステートメント」を制定し、ダイバーシティ経営のさらなる推進にも取り組んでいます。

7. ガバナンスと管理体制

野村グループでは、自らがサステナブルな存在であり続けるためにもコーポレート・ガバナンスの高度化を重要課題の一つと認識しており、様々な取り組みを推進しています。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/company/cg/measures.html>

サステナビリティ推進に係る戦略等については、グループCEOを委員長とし、経営会議メンバーを含むグループCEOが指名するメンバーで構成されるサステナビリティ委員会において審議しています。サステナビリティ委員会の前身であるCSR委員会を2008年に設置して以降、開催回数を増やしながら議論を発展させて参りました。サステナビリティ委員会は、グループ全体のサステナビリティ関連のリスクと機会について事業方針の策定や活動の承認・決定の責務を負い、委員会の活動は取締役会および経営会議に適宜報告されます。本ステートメントは、取締役会の意見を踏まえた上で、サステナビリティ委員会において承認されました。

8. イニシアティブ等への参画

野村グループは、企業市民としての社会的責任を果たすため、以下の環境や社会のイニシアティブを支持し、参画しています。

- UN Global Compact(国連グローバル・コンパクト)
- UNEP Finance Initiative(国連環境計画・金融イニシアティブ)
- Principles for Responsible Investment(PRI、責任投資原則)※
- UN Principles for Responsible Banking(国連PRB、責任銀行原則)

- TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)
- Net Zero Asset Managers initiative (NZAM)[※]
- Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)
- CDP(旧 カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)
- GXリーグ
- TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)フォーラム
- 経団連生物多様性宣言イニシアチブ
- 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則
- 30% Club Japan

※ 野村アセットマネジメントのみが加入するイニシアティブ
(最新情報についてはウェブサイトをご参照下さい)

<https://www.nomuraholdings.com/jp/sustainability/stakeholder/initiatives.html>

9. ステークホルダー・エンゲージメント

本ステートメントの目的を達成するために、各ステークホルダー(株主、投資家、顧客、事業パートナー、従業員、NGO 団体等)との定期的な対話を重視し、それぞれの利害や関心事を踏まえ、積極的にかかわりを持っています。また、グループの企業理念を基本観とし、日々ビジネスを行う事で、あらゆるステークホルダーに様々な価値を提供しています。ステークホルダーとの対話を実施することにより、サステナビリティに関連するリスクを最小化し、機会を早期に発見することが可能となります。野村グループでは、定期的なIR活動や株主総会の他、サステナビリティをテーマとしたイベントの主催やワーキンググループへの参加を行っています。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/sustainability/stakeholder/>

10. 改定

野村グループでは、外部環境の変化やステークホルダーの皆様との対話等を適切に反映するため、本ステートメントの内容を少なくとも年1回見直し、グループCEOが議長を務めるサステナビリティ委員会での審議を踏まえ、必要に応じて改定します。なお、重要な改定については、取締役会の決議により改定を行います。

以上

(2019年1月25日制定)

(2020年2月17日改定)

(2021年12月16日改定)

(2023年1月31日改定)

(2023年12月14日改定)

(2024年3月27日改定)

(2025年3月12日改定)